

令和6年度ライフプラン形成促進事業（かごんマイライフプラン支援） 仕様書（案）

1 目的

少子化対策の一環として、若者世代が結婚、妊娠・出産、子育て、仕事に関する不安を期待に転換し、様々なライフイベントに積極的に対応できるよう、必要な知識や情報を学び、ライフプランについて考える機会を提供するために、ライフプラン形成の意識付けをする動画の制作やセミナーを開催する。

2 委託業務

次の事業に関して、別添「業務委託に関する個別事項」に基づき実施する。

- (1) ライフプラン形成応援に関する動画の制作・配信
- (2) 若者世代向けのライフプランセミナーの企画・開催

3 対象となる経費

賃金、報償費（謝金）等の人件費、旅費、需用費、役務費、使用料、委託料など

※ 食糧費は対象外

【経費の具体例】

費目	細目	具体例
人件費	賃金	従業員等の給料・手当等（※）
	報償費	動画やセミナーの出演者等への謝礼金
旅費		出演者等の旅費や従業員旅費等
需用費		消耗品費、印刷製本費等
役務費		通信運搬費、広告料等
委託料		セミナー会場設営費・運営費等
使用料及び賃借料		会場の借上料

（※）事業に携わる期間、業務割合等を勘案して所要額を算出。

4 業務委託に係る著作権

- (1) 本業務委託で制作された著作物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）及び著作権は、全て鹿児島県に帰属するものとする。
- (2) 本業務委託で制作された著作物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) その他、本業務で得た事業の成果については、委託者に帰属するものとし、委託者の許可なく第三者に貸与及び公表することはできないものとする。

4 その他

- (1) 業務委託契約を締結した際の業務委託料の額には、会場使用料、出演者に対する謝金等、講座・イベントの開催、原稿執筆料、デザイン・製本等に係る一切の経費を含むこと。
- (2) 業務内容は、出演者、司会者等の推薦・手配・調整等、講座・イベントの企画・広報、参加申込手続、当日の受付業務、写真撮影など全般とする。
- (3) 講座等の定員に対して参加申込多数の場合は抽選により決定すること。
また、参加申込があった場合は申込者に対して決定通知を行うこと。
- (4) セミナー時のワークショップや参加型イベントの開催に当たっては、事故等がないよう一層の注意を払うとともに、安全面の対策について県と協議の上、事前に事故等の防止策及び発生時の対応方法等について記した計画書を提出すること。
- (5) 成果品として実績報告書一式、冊子の電子データを提出すること。
- (6) 結婚、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、特定の価値観を押しつけたり、不必要なプレッシャーを与えたりすることがないように留意すること。
- (7) 委託業務の遂行にあたり疑義が生じた場合またはこの仕様に定めのない事項については、県と十分協議を行うものとする。

業務委託に関する個別事項 (ライフプラン形成応援に関する動画の制作・配信)

1 趣旨

若い世代が、早い時期に自らのライフプランについて、考えるきっかけづくりに資することに努め、結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等に期待を持てる動画を制作し、広く配信する。

2 委託業務内容

ライフプラン形成応援に関する動画の企画、制作、及び配信

3 動画本数

5本程度

4 テーマ(例)

- (1) 恋愛、結婚、子育ての魅力
- (2) 将来の妊娠やからだの変化に備えた健康管理(プレコンセプションケア)
- (3) 将来を見据えたお金・資産管理
- (4) ワーク・ライフ・バランスを充実させる多様な働き方
- (5) その他、若者世代が同世代と共有したいテーマ

5 制作・配信方法

(1) 動画の内容

ア 目的に沿った内容とすること。また、セミナーにつながる内容とすること。

イ 若者世代に人気の著名人やアーティストを起用するなど、視聴回数を増やす工夫を行うこと。

ウ 視聴者が飽きないよう、ショートドラマやミュージックビデオ風にするなど、楽しく視聴することができる工夫をすること。

(2) 制作方法

ア 制作に必要な情報等は、原則、鹿児島県子ども政策課と協議するが、内容によっては、子育て支援課、男女共同参画室、雇用労政課など、他の意見を反映させることがある。この場合は、子ども政策課が調整を行う。

イ 動画制作、デザイン、配信等は受託者が行う。

ウ 動画の内容やデザイン等については、必要に応じて修正指示に対応すること。

エ 納品予定の完成パッケージについて、子ども政策課の修正指示に基づき、必要な修正を行うこと。

(3) 留意点

ア 結婚、子育て、ワーク・ライフ・バランス等を総合的に習得するコンテンツとして波及効果が高いものとする。

イ 制作した動画コンテンツは、最長5年程度使用する可能性があるため、出演者の肖像権が発生する場合、少なくとも今後5年の許諾を得ること。

ウ 制作にあたっては県と十分協議するとともに、責任者を明確にし、業務に係

る県からの照会に対して速やかに回答できる体制で臨むこと。

6 配信媒体

若者世代が多く利用するSNSや動画配信サービス等を利用し、多くの人に周知する。

7 納品

納入日までにDVD（MP4 または wmv 形式）等の電子媒体に記録したものを県に提出すること。

8 その他

制作に当たって使用する人物など著作権や肖像権等の権利関係は、受託者において処理する者とする。また、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他諸権利を侵害するものでないことを保証することとし、第三者の権利を侵害した場合に生じる一切の責任は受託者が負うものとする。

本業務で作成したデータやイラスト、動画等の著作権は、すべて鹿児島県に帰属するものとする。

業務の各過程においては、鹿児島県子ども政策課と十分な協議、連携を行うこと。

業務委託に関する個別事項

(若い世代向けのライフプランセミナーの企画・開催)

1 趣旨

各ライフステージで必要となる知識を習得・体験することで、ライフプランニングの意識付けを図るセミナー等を開催する。

2 開催時期・場所等

- (1) 開催時期 令和6年9月から12月頃
- (2) 開催回数 2回
- (3) 場 所 鹿児島県内において、集客しやすい会場
- (4) 対 象 高校卒業～概ね30歳代の若い世代、その他の県民、関係団体等
- (5) 参加料 無料

3 内容

(1) 基本的事項

- ① 若者世代が来場しやすく、主体的・能動的にセミナーに参加できるような企画とする。
- ② 子育て支援事業関係者（以下「関係者」という。）をはじめ、一般の県民の方々が興味を持ち、気軽に参加できるような企画とする。
- ③ 本事業の目的に沿ったコンセプトのもと、県民や関係者が、ライフプランの形成について、理解と認識を深める機会を多く提供するものとする。

(2) 開催イベント

目的が効果的に達成されるよう、企画内容や全体の時間配分等については、自由な発想で企画するものとする。

なお、制作した動画のテーマを踏まえたセミナー内容とすること。

【テーマ】（例）

- ・ 恋愛、結婚、子育ての魅力
- ・ 将来の妊娠やからだの変化に備えた健康管理（プレコンセプションケア）
- ・ 将来を見据えたお金・資産管理
- ・ ワーク・ライフ・バランスを充実させる多様な働き方
- ・ その他、若者世代が同世代と共有したいテーマ

(3) 会場全体の演出

ロビーや会場内において、セミナーが盛り上がるような会場全体の演出について企画し設営する。

(4) 印刷物等

次の印刷物を企画し、作成すること。

- ① 参加者案内はがき
- ② プログラム（当日参加者用、冊子、両面カラー）

- ③ 当日会場内の看板類一式
- ④ 当日アンケート（アンケート内容は県と協議）

4 広報

ライフプランセミナー等の開催にあたり、集客が図られる効果的な広報を企画し、実施する。

5 セミナー終了後のフィードバック

当日出席できなかった方や、若者世代以外の幅広い層にも広く周知するために、セミナーの内容や講演等の記録（動画・冊子等）を作成し、ライフプラン形成の更なる機運の醸成を図る。

ア 制作に必要な情報等は、原則、鹿児島県子ども政策課と協議するが、内容によっては、子育て支援課、男女共同参画室、雇用労政課など、他の意見を反映させることがある。この場合は、子ども政策課が調整を行う。

イ 動画編集・冊子作成、デザイン、配信・配布等は受託者が行う。

ウ 動画・冊子の内容やデザイン等については、必要に応じて修正指示に対応すること。

エ 納品予定の完成パッケージについて、子ども政策課の修正指示に基づき、必要な修正を行うこと。

6 その他

- (1) 業務委託契約を締結した際の業務委託料の額には、会場使用料、出演者に対する謝金など、フォーラムの開催等に係る一切の経費を含むこと。
- (2) 業務内容は、出演者、司会者等の推薦、会場の手配、フォーラムの企画、参加申込手続、当日の受付業務など全般とする。